

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月31日
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役会長 増田 真一
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田中 収
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 唐沢 晃平
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 4766
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド (Money Select Trust - South African Rand Fund, a Series Trust of Money Select Trust)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	1,000億南アフリカ・ランド（約9,510億円）を上限とします。 （注）南アフリカ・ランドの円貨換算は、平成25年8月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1南アフリカ・ランド＝9.51円）によります。以下、南アフリカ・ランドの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成25年7月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるマネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（Money Select Trust - South African Rand Fund, a Series Trust of Money Select Trust）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

（2013年8月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （南アフリカ・ランド）	投資比率 （％）
債券	英国	60,000,000	17.30
預金		288,109,000	83.06
現金およびその他の資産（負債控除後）		-1,219,855	-0.35
純資産総額		346,889,145 (3,298,915,769円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注３）南アフリカ・ランドの円貨換算は、2013年8月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1南アフリカ・ランド＝9.51円）によります。以下、南アフリカ・ランドの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（２）運用実績

純資産の推移

2012年9月1日から2013年8月末日までの期間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	（南アフリカ・ランド）	（円）	（南アフリカ・ランド）	（円）
2012年9月末日	282,385,495	2,685,486,057	0.0121216	0.1153
10月末日	285,398,837	2,714,142,940	0.0121664	0.1157
11月末日	305,729,235	2,907,485,025	0.0122072	0.1161
12月末日	318,613,021	3,030,009,830	0.0122460	0.1165
2013年1月末日	322,578,303	3,067,719,662	0.0122902	0.1169
2月末日	342,314,579	3,255,411,646	0.0123277	0.1172
3月末日	351,651,810	3,344,208,713	0.0123650	0.1176
4月末日	327,460,568	3,114,150,002	0.0124084	0.1180
5月末日	341,617,105	3,248,778,669	0.0124503	0.1184
6月末日	348,095,422	3,310,387,463	0.0124892	0.1188
7月末日	354,686,090	3,373,064,716	0.0125351	0.1192
8月末日	346,889,145	3,298,915,769	0.0125777	0.1196

分配の推移

期間	分配金（南アフリカ・ランド）
----	----------------

2012年9月1日から2013年8月末日	0
----------------------	---

収益率の推移

期間	収益率（注）
2012年9月1日から2013年8月末日	4.10%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2013年8月末日の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 2012年8月末日の受益証券1口当り純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注）
2009年	6.43%
2010年	5.47%
2011年	4.46%
2012年	4.43%
2013年	2.71%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2013年については8月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格。2009年の場合は、ファンド設定時の受益証券1口当り純資産価格（0.01南アフリカ・ランド）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

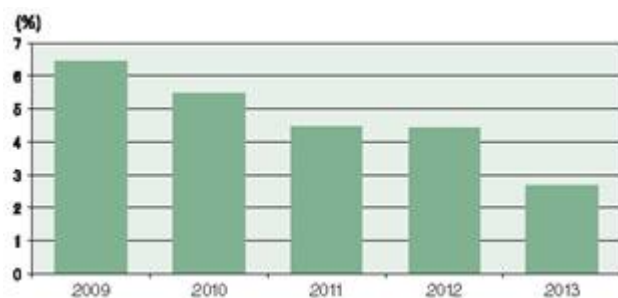
純資産総額 346.89百万南アフリカ・ランド /

1口当り純資産価格 0.0125777南アフリカ・ランド（2013年8月末日現在）



収益率の推移（暦年ベース）

* 2009年は1月26日から12月末まで、2013年は8月末まで

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2012年9月1日から2013年8月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2013年8月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
20,121,839,127 (20,121,839,127)	16,081,387,704 (16,081,387,704)	27,579,704,294 (27,579,704,294)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、南アフリカ・ランドで表示されていますが、日本文の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。南アフリカ・ランドの円貨換算は、2013年8月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1南アフリカ・ランド＝9.51円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

純資産計算書

2013年7月31日現在

(南アフリカ・ランドで表示)

	注記 (南アフリカ・ランド)	(千円)
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額：60,000,000南アフリカ・ランド)	2	570,600
銀行預金		1,017
預金		2,791,080
未収収益		11,203
預金利息		5,262
前払費用		2,018
設立費用	2	873
資産合計		3,382,052
負債		
受益証券の買戻未払金		969
未払費用	8	8,019
負債合計		8,987
純資産		3,373,065
発行済受益証券数	28,295,421,386口	-
受益証券 1 口当り純資産価格	0.0125351	0.1192円

添付の注記は当財務書類の一部である。

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

発行済受益証券数の変動表

2013年 7 月31日に終了した期間

期首現在発行済受益証券数	26,246,852,986
発行受益証券数	8,651,468,573
買戻受益証券数	(6,602,900,173)
期末現在発行済受益証券数	28,295,421,386

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

財務書類に対する注記

2013年 7月31日現在

注 1 - 組織

トラスト

マネー セレクト トラスト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2008年11月17日付信託証書（2008年11月28日および2009年 1 月 5 日に修正済。）により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する複数シリーズのユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）（「本規則」）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

ファンド

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（「ファンド」）は、2008年11月17日付信託証書および追補証書（2008年11月28日および2009年 1 月 5 日に修正済。）に従い設立されたシリーズ・トラストであり、現時点で設立されている唯一のシリーズ・トラストである。

ファンドは、2009年 1 月26日に運用を開始した。

信託証書に従った早期償還がなければ、受託会社と管理会社の合意により延長する場合を除いて、ファンドは2019年 1 月31日に償還する。

ファンドの投資目的は、元本の安定性と流動性の維持を図りながら、安定した収益を獲得することである。ファンドは、南アフリカ・ランド建ての指名金銭債権、手形、公社債に投資を行うことにより、この目的を達成することを目指す。

注 2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

短期金融商品は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合、受領する価格よりも高額であったり、低額であったりすることがある。この方法を利用した場合、かかる保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってまたは指図に従って定期的に検討される。投資家または既存の受益者に多大な稀釈またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると決定される場合には、管理会社は、必要かつ適切とみなされる事後処理（売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却または入手可能な市場相場を用いた受益証券 1 口当り純資産価格の算出を含む。）を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却される有価証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を南アフリカ・ランドで記帳し、財務書類は南アフリカ・ランドで表示される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての資産および負債は、期末の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

南アフリカ・ランド以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資に係る実現および未実現の純損益に含まれる。

2013年7月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1 南アフリカ・ランド = 0.07673ユーロ

1 南アフリカ・ランド = 0.10174米ドル

設立費用

設立費用は、5年を超えない期間で償却される。

注3 - 保管会社の報酬

保管会社は、ファンドに関する役務につき、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができる。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負う。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われる。

注4 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、ファンドに関する役務につき、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.08%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 受託会社および管理会社の報酬

受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

管理会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費）を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注6 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の、以下に定める年率で（およびファンドのために直接負担した立替実費を）、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

25億南アフリカ・ランド以下の部分	0.200%
25億南アフリカ・ランド超50億南アフリカ・ランド以下の部分	0.175%
50億南アフリカ・ランド超200億南アフリカ・ランド以下の部分	0.150%
200億南アフリカ・ランド超の部分	0.125%

注 7 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.5%以下に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注 8 - 未払費用

（南アフリカ・ランド）

投資顧問会社報酬	173,066
代行協会員報酬	432,511
事務代行会社報酬	69,209
保管会社報酬	17,307
コルレス銀行報酬	3,638
受託会社および管理会社報酬	17,307
立替実費	4,322
専門家報酬	125,817

未払費用	843,177
------	---------

注 9 - 分配

管理会社は、いつでも、受託会社および投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する受益証券口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合、受託会社および投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分から分配を行うことができる。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2013年7月31日に終了した期間において、ファンドは受益者に対する分配金の支払を行わなかった。

注10 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注11 - 募集および買戻しの条件

受益証券の募集

受益証券の発行は、各取引日に受益証券の購入に係る申込書を受領した取引日の直前の評価日のルクセンブルグにおける営業終了時点の受益証券1口当り純資産価格に等しい募集価格で、適格投資家に対し行われる。既存の受益者および適格投資家の最低取得申込口数は、1,000口である。1,000口を超過する分の取得申込口数は、1口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とする。ただし、最低取得申込口数は、日本における販売会社の裁量により1口以上の単位に引き下げられる場合がある。販売手数料はかからない。

受益証券の買戻し

受益証券は、取引日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。各買戻通知は、1口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数で行われる。受益証券の買戻価格は、当該取引日の直前の評価日に決定される受益証券1口当り純資産価格に等しい。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド
投資有価証券明細表
2013年 7月31日現在
(南アフリカ・ランドで表示)

通貨	額面金額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
米国					
債券					
南アフリカ・ ランド	60,000,000	INTL FINANCE CORP 5.7% 26/9/13	60,000,000	60,000,000	16.92
			60,000,000	60,000,000	16.92
		米国合計	60,000,000	60,000,000	16.92
投資有価証券合計			60,000,000 (570,600,000円)	60,000,000 (570,600,000円)	16.92

(1) 額面金額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,884万円）で、2013年８月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、１株25,000ユーロ（約326万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2013年８月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝130.24円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社の目的は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）第125(1)条に規定された投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも１つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2010年法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年６月８日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUに準拠するオルタナティブ投資ファンド運用者として認可を受ける予定です。

管理会社は、2013年８月末日現在、124本の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額の概算は約2.2兆円です。

（2013年８月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	サブ・クラスの本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	5,184,133,914.06米ドル
		2	365,002,239.54ユーロ
		2	3,205,277,664.33豪ドル
		1	134,387,794.97カナダドル
		1	857,580,519.07ニュージーランドドル
		1	74,506,549.85英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,777,352,745.43米ドル
		7	71,199,990.18ユーロ
		3	25,042,376.08英ポンド
		5	405,127,972.38ニュージーランドドル
		11	646,867,014,150.01円
		4	51,372,073.69カナダドル
		7	947,054,295.40豪ドル
ケイマン諸島	その他のファンド	29	52,802,941,909円
		7	896,936,832.69豪ドル
		20	1,267,931,017.94米ドル
		1	22,607,404.50ユーロ
		3	290,711,851.28ニュージーランドドル
		1	346,889,145.45南アフリカ・ランド

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、マネー セレクト トラスト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をトラストの勘定で行い、トラストの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当たり純資産価格の計算についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有します。管理会社は、一切の受託者または再受託者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社の現実の故意による懈怠、詐欺または過失により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受託者または再受託者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意による懈怠、悪意、詐欺もしくは過失または未必の故意による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。

管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはファンドを代理して、トラストまたはファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社、販売会社および代行協会との各契約に基づいて、各々に委託されています。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任し、解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、過去または現在の受益者から補償を受ける権利以外で、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

（３）その他

本書提出前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2013年8月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.24円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2013年6月3日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33 rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 3, 2013

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2012年5月7日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich - Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2012 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as at March 31, 2012, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie TESTA

Luxembourg, May 7, 2012

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2013年3月31日現在

(ユーロで表示)

	2013年3月31日		2012年3月31日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融固定資産				
- 固定資産として保有される有価証券 (注3)	710,111	92,485	797,977	103,929
流動資産				
債権				
- 1年以内期限到来債権	364,956	47,532	336,353	43,807
銀行預金、郵便振替預金、小切手および 手元現金(注12)	5,609,156	730,536	4,230,229	550,945
	<u>5,974,112</u>	<u>778,068</u>	<u>4,566,582</u>	<u>594,752</u>
資産合計	<u>6,684,223</u>	<u>870,553</u>	<u>5,364,559</u>	<u>698,680</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金(注4)	375,000	48,840	375,000	48,840
法定準備金(注5)	37,500	4,884	37,500	4,884
その他準備金(注5)	1,435,000	186,894	1,560,000	203,174
繰越利益(注5)	2,620,869	341,342	1,166,542	151,930
当期利益(注5)	1,133,890	147,678	1,329,327	173,132
	<u>5,602,259</u>	<u>729,638</u>	<u>4,468,369</u>	<u>581,960</u>
引当金				
納税引当金(注6)	1,055,121	137,419	895,085	116,576
その他引当金(注11)	3,047	397	1,105	144
	<u>1,058,168</u>	<u>137,816</u>	<u>896,190</u>	<u>116,720</u>
非劣後債務				
1年以内期限到来その他債務(注7)	23,796	3,099	—	—
負債合計	<u>6,684,223</u>	<u>870,553</u>	<u>5,364,559</u>	<u>698,680</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2013年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	2013年3月31日終了年度		2012年3月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他対外費用	333,462	43,430	107,329	13,979
未払利息およびその他金融費用				
- 関連事業に関する金額（注8）	32,322	4,210	116,639	15,191
所得税（注6）	160,036	20,843	180,833	23,552
当期利益	1,133,890	147,678	1,329,327	173,132
費用合計	1,659,710	216,161	1,734,128	225,853
収益				
純売上高	1,563,440	203,622	1,626,075	211,780
その他未収利息およびその他金融収益				
- 関連事業から派生する金額（注12）	—	—	6,855	893
その他営業収益（注3）	70,821	9,224	68,861	8,968
金融固定資産からの収益（注9）	25,449	3,314	32,337	4,212
収益合計	1,659,710	216,161	1,734,128	225,853

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2013年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グランド1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3 - 固定資産として保有される有価証券

2013年3月31日に終了した事業年度中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	922,836
期中取得額	5,220
期中処分額	(129,085)
期末現在	798,971
評価調整	
期首現在累積評価調整	(124,859)
期末現在評価調整 (1)	35,999
期末現在累積評価調整	(88,860)
期末純評価額	710,111
期末市場価格	857,679

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

注4 - 資本金

2013年3月31日および2012年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注５－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2012年３月31日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542
前期の利益	—	—	1,329,327
資産税準備金の純取崩し	—	(205,000)	205,000
資産税準備金	—	80,000	(80,000)
配当金	—	—	—
2013年３月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2013年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,435,000ユーロであり、これは、2007年から2012年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2012年５月８日に行われた年次株主総会により、2006年の資産税準備金の全額である205,000ユーロが取り崩され、2012年度の資産税準備金として80,000ユーロが積立てられた。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注７－その他債務

2013年３月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成される（2012年：ゼロ）。

注８－未払利息およびその他金融費用

	2013年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2012年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損失）	(30,380)	(119,696)
派生商品および為替契約に係る未実現利益／（損失）の純増減	(1,942)	3,057
	(32,322)	(116,639)

注９－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2013年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2012年３月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	25,449	32,337
	25,449	32,337

注10 - スタッフ

当社には、2013年3月31日および2012年3月31日に終了した年度中に従業員はいなかった。

注11 - その他引当金

2013年3月31日現在、「その他引当金」は、以下のとおり為替先渡契約に係る未実現損失で構成される。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年6月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年6月28日	(377)
					(3,047)

2012年3月31日現在、為替先渡契約に係る未実現損失は1,105ユーロであった。

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2013年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった（2012年：6,855ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として保有してはいないが、投資運用に関する責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。かかる資産は、2013年3月31日現在、約17,075百万ユーロである（2012年：15,186百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2013
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2013</i>	<i>March 31, 2012</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial fixed assets		
- Securities held as fixed assets (note 3)	710,111	797,977
CURRENT ASSETS		
Debtors		
- Trade debtors becoming due and payable within one year	364,956	336,353
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand (note 12)	5,609,156	4,230,229
	<u>5,974,112</u>	<u>4,566,582</u>
TOTAL ASSETS	<u>6,684,223</u>	<u>5,364,559</u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed capital (note 4)	375,000	375,000
Legal reserve (note 5)	37,500	37,500
Other reserves (note 5)	1,435,000	1,560,000
Results brought forward (note 5)	2,620,869	1,166,542
Profit for the financial year (note 5)	1,133,890	1,329,327
	<u>5,602,259</u>	<u>4,468,369</u>
PROVISIONS		
Provision for taxation (note 6)	1,055,121	895,085
Other provisions (note 11)	3,047	1,105
	<u>1,058,168</u>	<u>896,190</u>
NON SUBORDINATED DEBTS		
Other creditors becoming due and payable within one year (note 7)	23,796	---
TOTAL LIABILITIES	<u>6,684,223</u>	<u>5,364,559</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2013
(expressed in Euro)

	<i>Year ended March 31, 2013</i>	<i>Year ended March 31, 2012</i>
CHARGES		
Other external charges	333,462	107,329
Interest payable and other financial charges		
- concerning affiliated undertakings (note 8)	32,322	116,639
Income taxes (note 6)	160,036	180,833
Profit for the financial year	1,133,890	1,329,327
TOTAL CHARGES	<u>1,659,710</u>	<u>1,734,128</u>
INCOME		
Net turnover	1,563,440	1,626,075
Other interest receivable and other financial income		
- derived from affiliated undertakings (note 12)	---	6,855
Other operating income (note 3)	70,821	68,861
Income from financial fixed assets (note 9)	25,449	32,337
TOTAL INCOME	<u>1,659,710</u>	<u>1,734,128</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2013

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich – Building A, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under managements. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 – Securities held as fixed assets

During the year ended March 31, 2013, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. Movements in securities held on fixed assets are summarised as follows:

*Investment in units/shares
of investment funds
EUR*

Acquisition cost	
at the beginning of the year	922,836
acquisitions during the year	5,220
disposals during the year	(129,085)
at the end of the year	798,971
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(124,859)
Value adjustments at the end of the year ⁽¹⁾	35,999
cumulated value adjustments at the end of the year	(88,860)
Net value at the end of the year	710,111
Market value at the end of the year	857,679

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption "Other operating income" in the Profit and loss account.

Investment in units/shares of investment funds

The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2013 and 2012, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2012	37,500	1,560,000	1,166,542
Previous year 's profit	---	---	1,329,327
Net release of net worth tax reserve	---	(205,000)	205,000
Net worth tax reserve	---	80,000	(80,000)
Dividends	---	---	---
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2013, the non-distributable reserve amounted EUR 1,435,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2007 to 2012.

As per Annual General Meeting held on May 8, 2012, the 2006 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 205,000 while a net worth tax reserve of EUR 80,000 was constituted for 2012.

Note 6 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 – Other creditors

As at March 31, 2013, other creditors consist of audit and tax advisers fees payable (2012: nil).

Note 8 – Interest payable and other financial charges

	<i>Year ended March 31, 2013</i>	<i>Year ended March 31, 2012</i>
Net realised (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(30,380)	(119,696)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(1,942)	3,057
	<u>(32,322)</u>	<u>(116,639)</u>

Note 9 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2013</i>	<i>Year ended March 31, 2012</i>
Dividend received	25,449	32,337
	<u>25,449</u>	<u>32,337</u>

Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2013 and 2012.

Note 11 – Other provisions

As at March 31, 2013, “Other provisions” consist in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

As at March 31, 2012, unrealised losses on forward exchange contracts amounted EUR 1,105.

Note 12 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the year ended March 31, 2013 (2012: EUR 6,855). The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 17,075 million as at March 31, 2013 (2012: EUR 15,186 million).

[次へ](#)

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

< 訂正前 >

1,000億南アフリカ・ランド（約 1兆100億円）を上限とします。

（後略）

< 訂正後 >

1,000億南アフリカ・ランド（約 9,510億円）を上限とします。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

b. ファンドの性格

< 訂正前 >

（前略）

管理会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ルクセンブルグ金融監督委員会（CSSF）の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（随時改正されます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

管理会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ルクセンブルグ金融監督委員会（CSSF）の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の個人への販売は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

（後略）

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

< 訂正前 >

（前略）

() 資本金の額（2013年5月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約 4,949万円）で、2013年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約 330万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2013年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 131.96円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（ ）資本金の額（2013年8月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,884万円）で、2013年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約326万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2013年8月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.24円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

4 手数料等及び税金

（5）課税上の取扱い

（A）日本

< 訂正前 >

ファンドの日本の税法上の取扱いは必ずしも明確ではありませんが、公募公社債等運用投資信託として取扱われるものと考えられます。かかる取扱いによる場合、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります（なお、税務当局が、ファンドを、公募公社債等運用投資信託ではなく、公社債等運用投資信託として取扱う可能性もありますが、その場合も、本書の日付現在、以下と同様の取扱いとなります。）。

（後略）

< 訂正後 >

ファンドの日本の税法上の取扱いは必ずしも明確ではありませんが、公募公社債等運用投資信託として取扱われるものと考えられます。かかる取扱いによる場合、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります（なお、税務当局が、ファンドを、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託として取扱う可能性もありますが、その場合も、2013年10月31日現在、以下と同様の取扱いとなります。）。

（後略）

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(4)投資顧問会社

事業の内容

< 訂正前 >

（前略）

投資顧問会社は、英国金融サービス機構による規制を受けています。

< 訂正後 >

（前略）

投資顧問会社は、金融行為監督機構による規制を受けています。